

水道料金と水道利用加入金が改定になります

水道料金は5月1日以降の検針分、水道利用加入金は4月1日以降の給水装置工事申請分から改定させていただきます。

狭山市では、皆さんに安全な水を安価でお届けするために、経営の合理化などに努めてきました。しかし、今後も水道水を安心してお使いいただくためには、どうしても財政的な対策が必要な状況になっています。経済情勢など大変厳しい状況の中での改定ですが、安全な水を安定してお届けするための改定であることをご理解いただきますようお願いいたします。



水道事業の現状

健全財政の確保

水道事業では皆さんに常に安定した状態で安心して水道水をご利用いただけるよう、24時間体制で水質を監視したり、施設の運転管理、水道管の改良などを行っています。また、水道事業は、市税ではなく皆さんにお支払いいただく水道料金を主な財源に、独立採算の公営企業として市が経営しています。現在の水道料金は、平成5年度から平成7年度までの3か年の財政計画に基づいて算定したものです。これまで、組織の見直しによる職員数の削減、工事コストの縮減、効率的な資産運用、未収水道料金の早期徴収などに取り組むことで効率的な事業運営と経営改善に努め、7年間水道料金を据え置いてきました。しかし近年、浄水場や配水場を維持管理したり、老朽化した水道管を更新する費用は年々増加してきており、平成9年度は税抜きで約1千300万円、平成10年度は税抜きで約8千600万円の赤字が生じました。さらに、狭山市の場合、水道水の約95%を県から購入していますが、この県水が平成11年度から1^m当たり税抜きで4円37銭の値上げとなりました。現行の水道料金を改定せずそのまま事業を推進しますと、平成14年度末には約10億3千万円の累積赤字が想定され、安定給水の確保を図るうえで支障が生じてきます。

改定のあらまし

生活用水の負担をできる限り軽減

このような状況から、水道事業の経営基盤の強化と安定給水の確保を図るため、狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例が昨年12月定例会で可決され、水道料金と水道利用加入金の改定することになりました。今回改定する水道料金は、平成12年度から平成14年度の3か年の財政計画に基づき算定したものです。なお、平均改定率は19・71%増ですが、お、平均改定率は19・71%増ですが、市民生活への影響を特に配慮し一般的な家庭の改定率を10%程度の増に抑えました。新旧水道料金は表1のとおり、水道利用加入金は外税として表2のとおりとなります。

今後の取り組み

給水サービスの向上とライフラインの確保

市では今後も老朽化した施設の改修や老朽管の改良などに取り組む、より一層の給水サービスの向上と、災害などの緊急時に対応するためのライフラインの確保に努力します。皆さんのご理解ご協力をお願いいたします。

新旧水道料金表（2か月当たり）（表1）

用途	新 料 金 表				旧 料 金 表			
	基本料金		従量料金		基本料金		従量料金	
	水道メーターの口径	金額 (2か月当たり)	使用水量	金額 (1㎡につき)	水道メーターの口径	金額 (2か月当たり)	使用水量	金額 (1㎡につき)
一般用	13mm	900円	20㎡までの分	45円	13mm	900円	20㎡までの分	40円
	20mm	1千200円	20㎡を超え 40㎡までの分	115円	20mm	1千200円	20㎡を超え 40㎡までの分	100円
	25mm	1千800円			25mm	1千800円		
	30mm	4千800円	40㎡を超え 60㎡までの分	170円	30mm	4千600円	40㎡を超え 100㎡までの分	150円
	40mm	7千600円	60㎡を超え 100㎡までの分	215円	40mm	7千200円		
	50mm	2万2千円	100㎡を超え 1千㎡までの分	270円	50mm	2万1千円	1千㎡を超え 1千㎡までの分	200円
	75mm	3万8千円	1千㎡を 超える分	320円	75mm	3万6千円		
	100mm	5万5千円			150mm～	43万円	100mm	5万2千円
	150mm～	管理者が定める額	150mm～	43万円				
公衆浴場用	1㎡につき		130円	1㎡につき		120円		
臨時用	1㎡につき		380円	1㎡につき		300円		

新水道料金 = (基本料金 + 従量料金) + 消費税5%

新水道料金計算例（2か月分。メーター口径20mmで50㎡を使用する家庭の場合）

基本料金	1千200円
従量料金（使用水量20㎡まで）	20㎡ × 45円 = 900円
（使用水量20㎡を超え40㎡まで）	20㎡ × 115円 = 2千300円
（使用水量40㎡を超え50㎡まで）	10㎡ × 170円 = 1千700円
計	6千100円（税抜き）

消費税を加算します

6千100円 × 1.05 = **6千405円**

新料金は、5月1日以降の水道メーター検針による使用水量から適用になります。4月1日より前から使用されていて、5月中に検針があった場合の水道料金額は、経過措置として新水道料金額と旧水道料金額の差額の2分の1を、新料金額から差し引いた額になります

新旧水道利用加入金表（1給水装置につき）（表2）

水道メーターの口径	新水道利用加入金	旧水道利用加入金	水道メーターの口径	新水道利用加入金	旧水道利用加入金
13mm	10万5千円	10万円	75mm	501万9千円	478万円
20mm	23万1千円	22万円	100mm	924万円	880万円
25mm	37万8千円	36万円	150mm	1千627万5千円	1千550万円
30mm	56万7千円	54万円	200mm	水道メーターの口径の断面積および流量を基礎として管理者が定める額	
40mm	107万1千円	102万円			
50mm	192万1千500円	183万円			

水道メーターの口径を増径変更する場合の水道利用加入金は、増径後と増径前の新水道利用加入金の差額になります

問い合わせ 水道業務課へ内線 2 3 1 2 ~ 2 3 1 5